資料②

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」
「地方税の税制優遇検討懇談会」

「地方税の税制優遇」検討における基本的考え方（素案）

参考資料

令和6年(2024年)7月29日

北海道経済部ゼロカーボン推進局

札幌市グリーントランスフォーメーション推進室

「ＧＸ」とはグリーントランスフォーメーションの略

産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造を

クリーンエネルギー中心へ転換する取り組みのこと

クリーンエネルギー
CO_2をはじめとした温室効果ガスを排出しない、または排出量を抑えたエネルギーのことです。
（太陽光や風力、地熱といった自然由来のエネルギー）

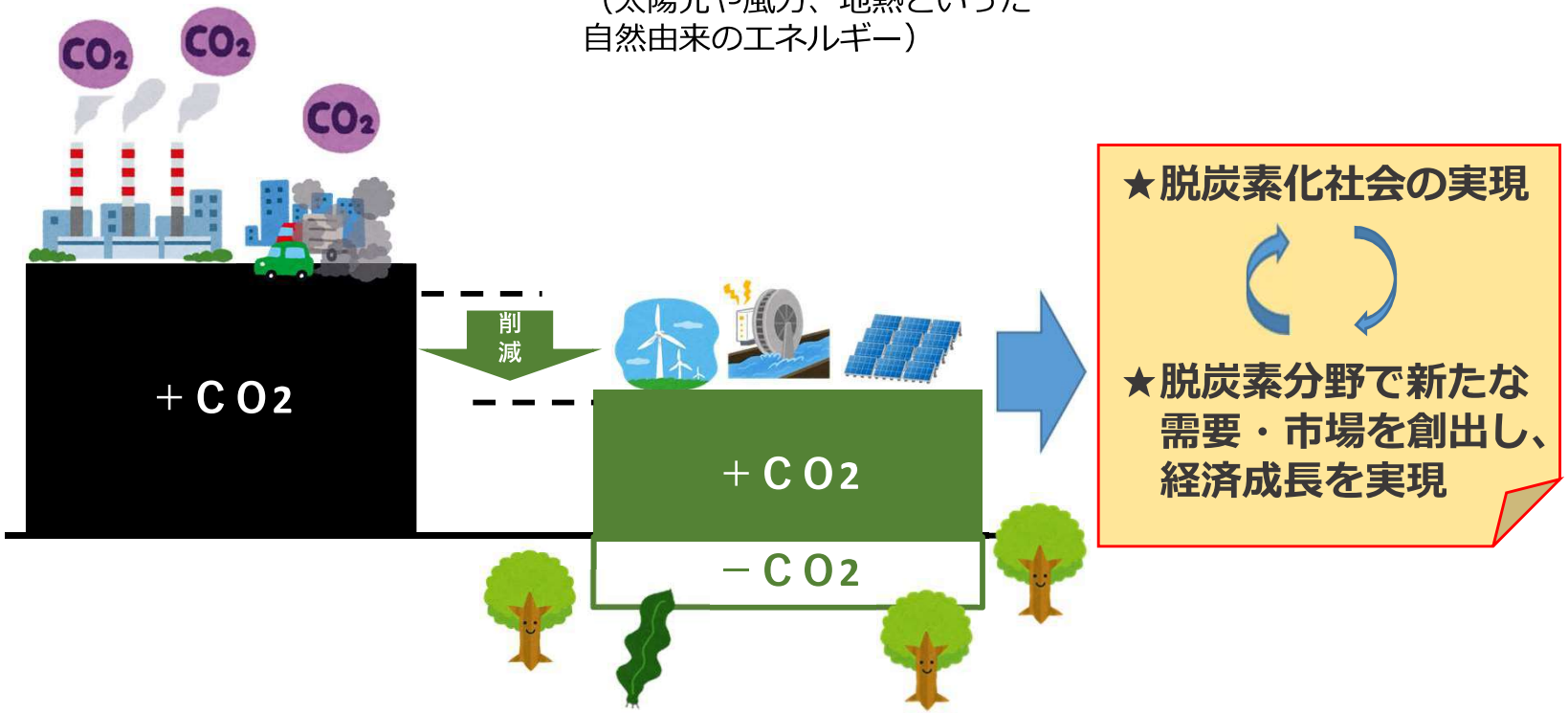

■ 道税　対象税目の考え方　【参考】

○税制優遇の税目について、以下のとおり検討を行い、**法人道民税**、**法人事業税**、**不動産取得税**を対象として、導入を考える。

種類		税名		課税対象（行為）	検討	理由
普通税	直接税	道民税	個人道民税	道内に住所のある個人	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
			法人道民税	道内に事務所又は事業所のある法人	○	企業が所得等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致
			道民税利子割	金融機関からの利子等の受け取り	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
			道民税配当割	上場株式等の配当等の受け取り	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
			道民税株式等譲渡取得割	特定口座内（源泉徴収）における上場株式等の譲渡の対価等の受け取り	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
		事業税	個人事業税	事業を営んでいる個人の所得	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
			法人事業税	事業を営んでいる法人の所得等	○	企業が所得等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致
		自動車税	環境性能割	自動車を取得	×	GX関連事業者の誘致のため、企業活動内容等を問わず同一の優遇措置を提示する観点から、同税は自動車の所持・保有は事業者によってばらつきがあり、同税の優遇措置がインセンティブとなり得ない場合もあるため、対象外
			種別割	自動車を保有	×	
		不動産取得税		土地や家屋の取得	○	土地/建物への取得に課税されるもので、その減免は設備投資促進の目的に合致
		鉱区税		鉱業権の保有	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		県固定資産税		固定資産（償却資産）のうち一定額を超えるもの	×	実質的に特定地域（原子力発電所在の泊村）への税源(地方交付税)の偏在を是正するための税目であり、GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		核燃料税		発電用原子炉の設置者	×	実質的に特定企業（北電）に対する課税であり、GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
	間接税	地方消費税		消費税が課税される取引	×	最終消費者の税負担であり、GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		県たばこ税		卸売販売業者等から小売販売業者へのたばこの譲渡	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		ゴルフ場利用税		ゴルフ場の利用	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		軽油取引税		軽油の引取等	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
目的税	直接税	狩猟税		狩猟者の登録	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
	間接税	循環資源利用促進税		産業廃棄物を排出する事業者	×	リサイクル促進等の目的を踏まえ対象外

■　法人道民税・法人事業税・不動産取得税の概要　【参考】

道税

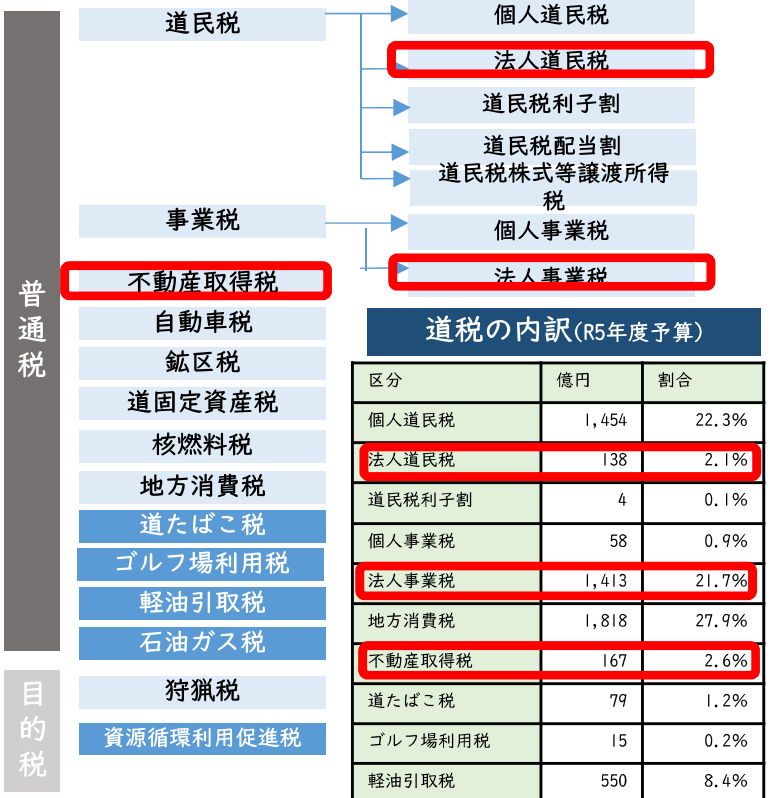

道税の内訳（R5年度予算）

区分	億円	割合
個人道民税	1,454	22.3%
法人道民税	138	2.1%
道民税利子割	4	0.1%
個人事業税	58	0.9%
法人事業税	1,413	21.7%
地方消費税	1,818	27.9%
不動産取得税	167	2.6%
道たばこ税	79	1.2%
ゴルフ場利用税	15	0.2%
軽油引取税	550	8.4%
自動車税	800	12.3%
その他の税	17	0.3%
計	6,513	100.0%

法人道民税

■道内に事務所や事業所などがある法人等に課税。均等割（所得の有無に関係なし）、法人税割（所得に応じて負担）がある。

(1)均等割

区分	税率
資本金等の額が1千万円以下	年額2万円
同　1千万円超1億円以下	年額5万円
同　1億円超10億円以下	年額13万円
同　10億円超50億円以下	年額54万円
同　50億円超	年額80万円

(2)法人税割

区分		税率
資本金等の額が1億円超等		法人税額（国税）×1.8%
資本金等の額が1億円以下の法人	法人税額が年1千万円超	法人税額（国税）×1.8%
	法人税額が年1千万円以下	法人税額（国税）×1.0%

法人事業税

■道内に事務所や事業所などがある法人等に課税。４種類の区分あり。
※普通法人（一般の法人、法人ではない社団又は財団で収益事業を行っているもの）に限る。

区分	課税標準額		外形対象法人※1以外	外形対象法人※1	
			税率	税率A※2	税率B※2
①所得割	各事業年度の所得	年400万円以下の金額	3.5%	0.4%	－
		年400万円超～年800万円以下の金額	5.3%	0.7%	－
		年800万円を超える金額	7.0%	1.0%	－
		軽減税率不適用法人※3の所得	7.0%	1.0%	1.0%
②付加価値割	各事業年度の付加価値額※4		－	1.2%	1.2%
③資本割	資本金等の額		－	0.5%	0.5%
④収入割※5	各事業年度の収入		－	－	－

※1「外形対象法人」は、原則、資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人。
※2　税率Ａは、R2.4.1～R4.3.31に開始する事業年度分。税率Ｂは、R4.4.1以後に開始する事業年度分。
※3「軽減税率不適用法人は、外形対象法人（R4.4.1以後に開始する事業年度に限る）、または、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、３以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人。
※4　付加価値額=報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料＋単年度損益。
※5　所得額を課税標準にするのは適当でない法人（電気・ガス供給会社、保険会社等）に対して適用。

不動産取得税

■不動産（土地、家屋）の取得に対する課税。
　取得した不動産の価格×税率
■不動産の価格は、実際の購入価額や建築工事費ではなく、
①家屋を建築により取得した場合は「総務大臣が定める固定資産評価基準（物価変動などを考慮して３年毎に改正）により評価した価格」
②土地や家屋を売買等により取得は「原則、市町村の固定資産課税台帳の登録価格」となる。

区分	税率
土地、家屋（住宅）	３％
家屋（住宅以外）	４％

■ 市税 対象税目の考え方 【参考】

○税制優遇の税目について、以下のとおり検討を行い、**「法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税」**を対象として、導入を考える。

種類		税名		課税対象（行為）	検討	理由
普通税	直接税	市民税	個人市民税	市内に住所のある個人	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
		市民税	**法人市民税**	市内に事務所や事業所などがある法人等	○	企業が所得等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致
		固定資産税		土地、家屋、償却資産の取得	○	土地/建物/償却資産の所有に課税されるもので、その減免は設備投資促進の目的に合致※金融系事業者の経営負担の軽減に関連しないため、金融系事業者は対象外
目的税	直接税	**都市計画税**		総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用	○	市街化区域内の土地/家屋の所有に課税されるもので、その減免は設備投資促進の目的に合致※金融系事業者の経営負担の軽減に関連しないため、金融系事業者は対象外
		事業所税		道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用	○	企業が事業所床面積や従業者の給与総額等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致
		軽自動車税	環境性能割	三輪以上の原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車等を取得	×	事業者の誘致のため、企業活動内容等を問わず同一の優遇措置を提示する観点から、同税は自動車の所持・保有は事業者によってばらつきがあり、同税の優遇措置がインセンティブとなり得ない場合もあり対象外
		軽自動車税	種別割	原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車等を所有	×	
	間接税	市たばこ税		卸売販売業者等から小売販売業者へのたばこの譲渡	×	金融系事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		入湯税		鉱泉浴場の入浴行為	×	金融系事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外

■　法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税の概要　【参考】

市税

普通税
- 市民税
  - 個人市民税
  - 法人市民税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 市たばこ税

目的税
- 都市計画税
- 入湯税
- 事業所税

市税の内訳(R5年度予算)

区分	億円	割合
個人市民税	1,458	41.6%
法人市民税	251	7.2%
固定資産税	1,248	35.6%
都市計画税	270	7.7%
市たばこ税	152	4.4%
事業所税	89	2.5%
その税	33	0.9%
計	3,501	100.0%

法人市民税

■区内に事務所や事業所などがある法人等に課税。均等割（所得の有無に関係なし）、法人税割（所得に応じて負担）がある。

(1)均等割

区分	従業員数	税率
・公共法人および公益法人等(独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ・一般社団法人および一般財団法人 ・人格のない社団等 ・資本金の額または出資金の額を有しないもの（相互会社を除く）	－	年額5万円
資本金等の額が1千万円以下の法人	50人以下	年額5万円
	50人超	年額12万円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	年額13万円
	50人超	年額15万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	年額16万円
	50人超	年額40万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	年額41万円
	50人超	年額175万円
資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	年額41万円
	50人超	年額300万円

(2)法人税割

区分	税率
資本(出資)金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人	法人税額（国税）×6.0%
上記以外の法人	法人税額（国税）×8.2%

固定資産税

■土地、家屋、償却資産の取得に対する課税。
課税標準額（資産の価格）×税率（1.4%）
※課税標準の特例措置などがある場合、特例後の額が課税標準額

■資産の価格は、原則として 3 年ごと（償却資産は毎年度）に全面的に見直す（これを評価替えといい、この評価替えの年を基準年度という）が、基準年度以外の年度であっても、土地の地目の変換や家屋の新築または増改築等があった場合には、その年度において資産の状況に応じた価格を決定するほか、地価が下落している地域の土地については、価格の修正を行う。

都市計画税

■総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用(特に下水道、公園、生活道路などの整備拡充)の一部に充てるため設けられた目的税。

■市街化区域内の土地、家屋に対する課税。
課税標準額（資産の価格）×税率（0.3%）

■固定資産税と同じく、土地・家屋の価格が課税標準となる。土地については、固定資産税と同様に課税標準の特例措置があるが、家屋については、固定資産税での特例措置は適用されない。

事業所税

■道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるために設けられた目的税。

■市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対して課税。事業所床面積に応じて負担する資産割と、従業者の給与総額に応じて負担する従業者割がある。

(1)資産割

区分	資産割	
課税標準	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
	個人	その年の 12 月 31 日現在における事業所床面積
税率	1 ㎡ につき 600 円	
免税点	事業所床面積 1,000 ㎡ 以下	

(2)従業者割

区分	資産割	
課税標準	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
	個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税率	従業者給与総額の 0.25%	
免税点	従業者数 100 人以下	

※1　事業所税の免税点は、市内のすべての事業所等を合算して判定。
※2　免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割と従業者割とでそれぞれ個別に行い、いずれかが免税点を超える場合は、その超えた一方のみ課税。また、どちらとも免税点を超える場合は資産割と従業者割の両方が課税。
　　なお、免税点を超える場合は、その超えた部分のみではなく全体が課税の対象となる。
※3　特殊関係者（子会社・兄弟会社等）と同一の家屋内で事業が行われている場合、当該家屋内の特殊関係者の事業所等も合算して免税点の判定を行う。

■ 他都府県の税制優遇実施状況　【参考】

○15の都府県において、法律に基づく税制優遇ではなく、独自の制度構築により企業誘致のための施策として税制優遇を行っている。

No,	都道府県	対象法人（事業）等	対象税目		
			不動産取得税	法人事業税	法人住民税
1	東京都	多国籍企業が設立する会社等	全額減免	-	-
2	大阪府	新エネルギー、ライフサイエンス事業	不均一課税	1～5年：不均一課税（最大全額） 6～10年：不均一課税(最大1/2)	同　左
		外国系金融企業	-	10年間：不均一課税（最大全額）	同　左
3	福岡県	環境性能の高い製品等の生産等	全額減免	-	-
4	岩手県	製造業	全額減免	1～ 3年：全額減免 4～5年：不均一課税(1/2)	-
5	宮城県	製造業	不均一課税(1/2)	1～ 3年：全額減免	-
6	茨城県	事務所等の新増設	全額減免	-	-
7	神奈川県	製造業、電気業、情報通信業等	不均一課税(1/2)	-	-
8	新潟県	製造業、情報サービス業、インターネット不随サービス業等	全額減免	1 ～6年：不均一課税(1/2)※1	同　左
9	長野県	情報サービス業、インターネット不随サービス業等	全額減免	-	-
10	岐阜県	先端技術産業、データセンター事業等	不均一課税(1/3)	-	-
11	愛知県	製造業、運輸業等	不均一課税※1	-	-
12	京都府	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業	不均一課税(1/2)	-	-
13	兵庫県	本社機能立地事業、サプライチェーン対策事業等	不均一課税(1/3～1/2)	1～5年：不均一課税(1/3～1/2)	-
14	奈良県	旅館業の用に供する宿泊施設	不均一課税(1/4)	1～3年：不均一課税(1/4)	-
15	佐賀県	製造業、道路貨物運送業、倉庫業等	全額減免	1～5年：全額減免 6～10年：不均一課税(1/2)	-

※1　業種によって減免割合が異なる